

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

厚生年金 事案 4904 (事案 4898 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 2 月 16 日まで

申立期間について、年金事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和40年12月1日とされているが、実際に勤務したのは41年2月15日までの期間であるとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、申立期間について、実際に勤務した期間に基づき、記録を訂正してほしい。

なお、年金事務所の記録では、申立期間の一部を含む昭和40年12月16日から41年2月16日までの期間について、申立てに係る事業所とは異なるB社に係る厚生年金保険の被保険者記録とされているが、実際に当該事業所で勤務したのは、A社を一旦退職していた38年8月頃のことであると記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の同僚(申立人が名前を挙げた者を含む。)に聴取したところ、申立人の退職時期を覚えている者はいないことから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを確認できないこと、ii) 戸籍の附票において、申立人は昭和40年12月23日付けで、A社の住所地から、B社の住所地に変更していることが確認でき、当該変更の履歴は、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格喪失日(昭和40年12月1日)、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日(昭和40年12月16日)と符合していることなどから、申立人は、申立期間のうち40年12月16日から

41年2月15日までの期間において、B社で勤務していたことが推認されること、iii) A社は平成6年9月30日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は、申立人を記憶しているものの退職時期については覚えておらず、当時の資料についても廃棄済みであるとしており、申立人の勤務実態、保険料控除等について確認することができないこと、iv) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿において、申立期間に係る申立人の記録は確認できない上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は、被保険者名簿及びオンライン記録と符合していること、v) 前述のB社は、申立人に係る被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、これらの記載内容は、申立人のB社に係る被保険者原票及びオンライン記録と符合している上、当該事業所は、オンライン記録どおりの届出を行っていたと思われる旨回答していること、vi) 申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は、前述の被保険者原票及びオンライン記録と符合している上、被保険者原票において申立期間の被保険者記録が確認できる者及び前述の事業主が保管する被保険者台帳等に記載されている同僚のうち24人について、雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録は符合していることから、既に当委員会の決定に基づく平成23年10月5日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の通知に納得できないとして再度申立てを行っていると、申立人から新たな資料の提出は無く、事業主及び同僚が名前を挙げ、前回の調査において回答を得られなかった者に改めて照会したが、当該同僚からも申立人の主張を確認できる回答は得ることができない。

また、戸籍の附票は、身分関係の登録である戸籍と居住関係の記録である住民票を相互に関連させ、住民基本台帳の記録の正確性を確保するための帳票として、市区町村の区域内に本籍を有する者の住所の遍歴等を記載することとされ、住民票に係る転出及び転入の届出義務者は本人又は世帯主とされているところ、前述のとおり、戸籍の附票において、申立人は昭和40年12月23日付けで、A社の住所地から、B社の住所地に転入していることが確認できる。

さらに、申立期間において申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるB社が保管している被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人以外の複数の同僚に係る記載が確認できるところ、当該同僚に係る記載内容は、申立人の場合と同様に、当該事業所に係る被保険者原票、

オンライン記録及び雇用保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

加えて、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書において、行政機関による確認印と推認されるものが日付とともに押されていることが確認でき、これらから不自然な形跡は見当たらない。

また、申立人は、当委員会が当初の調査において収集した複数の資料について、何者かが事実と異なる内容を意図的に記載したものであることを主張しているところ、前述の複数の資料について、i) 戸籍の附票は本籍地の市区町村において保管されていること、ii) 被保険者名簿及び被保険者原票はそれぞれの事業所を所管する社会保険事務所（当時）において保管されていること、iii) 雇用保険の被保険者記録は公共職業安定所において保管されていること、iv) 申立人に係る被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書は事業所において保管されていることが確認でき、異なる行政機関及び事業所において保管されている複数の資料に係る記載内容がそれぞれ符合していることから、市区町村、社会保険事務所、公共職業安定所及び事業所のいずれにおいても、何者かが事実と異なる内容を同様に記載したとは考え難い。

さらに、前述の複数の資料から、申立人が主張する不自然な記載に係る形跡は確認できない上、これについてうかがえる事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。